
上三川町水防計画

上三川町

令和5年3月

第1章 総則

第1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第4条の規定に基づき、栃木県知事から指定された指定水防管理団体たる上三川町が、同法第33条第1項の規定に基づき、本町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本町の地域にかかる河川の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者（町長）が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法

第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者（町長）又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に係る者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に

際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

第3 水防の責任

- 1 町は水防管理団体として、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。
- 2 本町には個別の水防団は置かず、消防機関が水防にあたるものとする。

第4 安全配慮

洪水時においては、水防団（消防団）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団（消防団）員自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団（消防団）員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団（消防団）員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団（消防団）員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団（消防団）員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

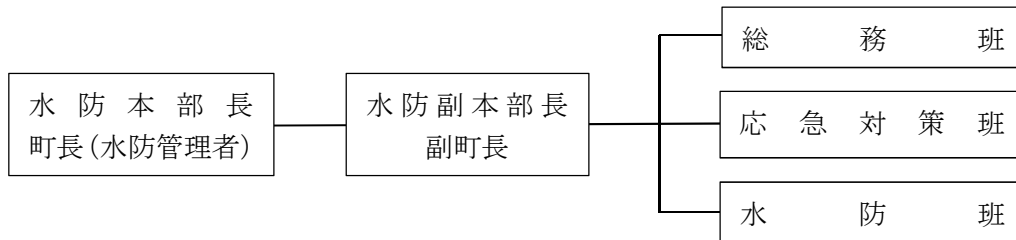
第2章 水防組織

第1 水防組織

- 1 町に水防本部を置き、事務を処理する。
- 2 水防本部を設置する時期は、次のとおりとする。
 - (1) 宇都宮地方気象台から、水防に関する予報及び警報が発表されたとき。
 - (2) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があったとき。
 - (3) 水防管理者（町長）がその必要があると認めたとき。
- 3 町に災害対策本部が設置された場合は、水防本部は、災害対策本部の一部として編入され、その事務を処理する。
- 4 水防組織

町における水防組織の編成及び水防事務の任務分担は、次のとおりとする。

 - (1) 水防本部の組織



(2) 各班及び消防団の任務分担表

班名	班長	班員	任務分担
総務班	総務課長	総務課	1 水防計画に関すること 2 水防及び警報に関すること 3 水防資器材に関すること 4 輸送に関すること 5 被害調査に関すること 6 水位通報の受理に関すること 7 水防の経費に関すること 8 関係機関との連絡に関すること
応急対策班	都市建設課長	都市建設課 農政課 建築課 上下水道課 農業委員会事務局	1 堤防及び河川の巡視に関すること 2 水防資機材に関すること 3 危険箇所の連絡に関すること 4 決壊・漏水等箇所の応急措置に関すること 5 水防工事作業に関すること 6 被害調査に関すること
水防班	消防団長	団員	1 堤防及び河川の巡視に関すること 2 水防資機材に関すること 3 水防作業に関すること 4 危険箇所の連絡に関すること

※ 総務班長は、水防状況により班員に欠員が生じたときは、分担事務を変更し、又は臨時に他の職員の出勤を行う。

第3章 監視・警戒及び重要水防箇所

第1 監視・警戒

水防管理者（町長）は、知事から大雨に関する気象状況等の通知を受けたとき、または必要があると認めたときは、出水前に必ず巡視員を堤防等の巡視にあたらせるものとする。

- 1 堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。
 - (1) 堤防の溢水状況
 - (2) 表法の水当たりの強い場所の亀裂又は崩壊
 - (3) 天端の亀裂又は沈下
 - (4) 裏法の漏水、亀裂又は崩壊
 - (5) 樋門の両袖、または底部からの漏水及び扉の締め具合
 - (6) 橋梁その他構造物と堤防との取付部分の異常
- 2 更に河川が増水して氾濫注意水位を超えたときは、堤防延長500m～1,000mごとに警戒員1名、連絡員2名の基準で警戒にあたらせるものとする。
- 3 前記の巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、速やかに関係方面に通報するものとする。
- 4 巡視責任者を次のとおり定める。

河川	巡視区域	左右岸別	責任者
鬼怒川	東 汗	右	第1分団第2部長
	東 蓼 沼	左	第1分団第1部長
	東 蓼 沼	右	第1分団第3部長
	上 郷	右	第1分団第4部長
	上 三 川	右	第2分団第2部長
	三 本 木	右	〃
武名瀬川	上 蒲 生	左右	第2分団第1部長
田川	石 田	左	第3分団第3部長
	上 神 主	左右	第3分団第4部長
	下 神 主	左右	〃
	川 中 子	左右	第3分団第2部長
	梁	右	第3分団第1部長
	下 蒲 生	左右	第2分団第4部長
五 分 一	左	第2分団第3部長	

※ その他の河川、用水は該当部で対応する。

第2 報告

洪水に際し水防管理者（町長）は水防団（消防団）が出動したとき、又は水防作業を開始したとき若しくは堤防等の異常を発見したときは、第10章第1の系統に準じて関係者に通報するものとする。

第3 重要水防箇所

本町における重要水防箇所は、次のとおりである。

(1) 県・国の管理する町内重要水防箇所

管 理 別	河川名	重 要 度		左 右 岸 別	重 要 水 防 箇 所 地 先 名	延 長 (m)	対 策 水 防 工 法	担 当 水 防 管 理 団 体	図 面 対 象 番 号	備 考
		種 別	階 級							
県	田川	堤防断面	A	左・右	下横田町～ 石田	2,600	積土のう シート張り	宇都宮市 上三川町	宇12	宇都宮土木 事務所
	武名瀬川	堤防断面	A	左・右	上蒲生	1,900	積土のう	〃	宇20	
国	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	右	東木代町～ 上文挾	1,580	釜段	宇都宮市 上三川町	鬼右 67-1	国土交通省 (下館河川 事務所)
	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	左	東蓼沼	500	釜段	上三川町	鬼左 65-1	
	鬼怒川	工作物	A	左	東蓼沼	1箇所	—	〃	鬼左 65-2	
	鬼怒川	基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B	左	東蓼沼	350	釜段 木流し	〃	鬼左 65-3	
	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	左	東蓼沼	150	釜段	〃	鬼左 65-4	
	鬼怒川	工作物	A	右	東蓼沼	1箇所	—	〃	鬼右 65-1	
	鬼怒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	上文挾～ 東蓼沼	1,750	月の輪 釜段	〃	鬼右 65-2	
	鬼怒川	工作物	A	右	東蓼沼	1箇所	—	〃	鬼右 65-3	
	鬼怒川	工作物	A	右	上郷	1箇所	—	〃	鬼右 64-1	
	鬼怒川	水衝・洗掘	A	右	上郷	120	木流し	〃	鬼右 63-1	
	鬼怒川	水衝・洗掘	A	右	上郷	160	木流し	〃	鬼右 63-2	
	鬼怒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	上郷～ 上三川	750	月の輪 釜段	〃	鬼右 61-1	
	鬼怒川	堤体漏水	B	右	上三川～ 真岡市若旅	2,750	月の輪	〃	鬼右 59-1	

重要水防箇所評定基準（県）

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤防断面	1 一連区間のうち流下能力が著しく低下して、その原因が河川断面不足に起因し最も氾濫の予想される箇所。 2 天端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの）。 3 近年の出水によりはん濫の実績があり背後地が人家密集等の危険な箇所。	1 一連区間のうち流下能力が著しく低下して、その原因が河川断面不足に起因し氾濫の予想される箇所。 2 天端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの）。 3 近年の出水によりはん濫の実績があり背後地に被害が予想される箇所。

重要水防箇所評定基準（国）

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤体の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれのあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるがその対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。

第4章 器具資材および施設の整備運用並びに輸送

第1 水防器具・資材

- 1 本町における水防資材の備蓄状況は次のとおりである。
- 2 前項の資機材は、水防機関に出動を命じた場合に、当該出動機関に配布するものとする。

設置場所 (所在地)	上三川町水防倉庫 (しらさぎ一丁目1番地)
管理者	上三川町長

種別	単位	数量
かます・空俵・麻袋・土のう等	枚	1,000
縄・ロープ	m	300
杭(鉄・木)	本	150
鉄線	kg	50
シート・むしろ	枚	10
鎌	丁	10
ノコギリ	丁	15
ナタ	丁	12
スコップ	丁	45
ツルハシ	丁	11
クワ	丁	14
オノ	丁	20
掛矢	丁	4
ペンチ	丁	9
ハンマー	丁	11
カッター(クリッパー)	丁	11
チェンソー	丁	7
発電機	台	3
照明	台	3
救命胴衣	着	208

第2 輸送の確保

水防資材および人員の調達輸送のために使用する車両は次のとおりである。

種別	数量	所在地	備考
公用車	20	上三川町役場	移動系防災行政無線積載の車両
消防団本部車	1	上三川町役場	
消防自動車	12	消防団詰所	

第5章 通信連絡

第1 水防通信の優先

法第27条第2項の規定により、水防管理者（町長）、消防団長又はこれらの者の命を受けたものは、水防上緊急を要する通信のために公衆通信施設を優先的に利用し、必要があるときは警察通信施設その他専用通信施設を使用することができる。

第2 通信方法、その他

- 1 通信内容については、簡潔かつ要領よくとりまとめ、冗長にわたらないように注意すること。
- 2 水防管理者（町長）は、常にNTT、警察署、東京電力、関東地方整備局出張所等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するよう努めるものとする。
- 3 水防のため必要な関係者の電話は、資料編水防関係連絡先一覧表のとおりとする。

第6章 気象庁が行う気象注意報、警報、情報

第1 気象庁が単独で行う気象警報・注意報・情報

1 宇都宮地方気象台は気象業務法第14条の2第1項により気象及び洪水について予報及び警報を行う。

(注) 発表単位は、市町毎とする。

2 水防に関する種類及び発表基準は次のとおりである。

(1) 警報

大雨警報

市町を まとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
県央部	上三川町	20	—

洪水警報

市町を まとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準
県央部	上三川町	江川流域=14	田川流域=(12, 16.6)

(2) 注意報

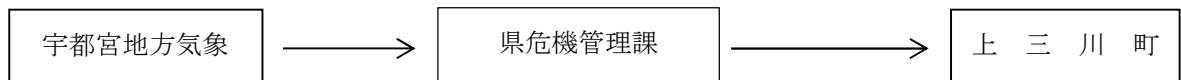
大雨注意報

市町を まとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
県央部	上三川町	11	146

洪水注意報

市町を まとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準
県央部	上三川町	江川流域=11.2	鬼怒川流域=(9, 62.5) 田川流域=(9, 12.8)

3 宇都宮地方気象台は県内の気象状況から、特に洪水になるおそれのある降雨が予想される場合は、次の系統により関係機関に連絡するものとする。



第7章 洪水予報

第1 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

法第10条第2項および気象業務法第14条の2第2項の規定により、洪水予報を行う河川は次のとおりである。

河川名	区域		基準水位 観測所	基準水位				担当官署
				水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	
鬼怒川	左岸	塩谷町大字風見1201番16地先から利根川合流点まで	佐貫（下）	1.50m	2.30m	3.10m	3.70m	下館川河川事務所 宇都宮地方气象台
	右岸	宇都宮市宮山田町字カハタニ1302番地先から利根川合流点まで						
田川放水路	左岸	田川からの分派点から鬼怒川への合流点まで	石井（右）	1.00m	1.50m	2.60m	3.30m	
	右岸	田川からの分派点から鬼怒川への合流点まで						

第2 栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

法第11条第1項および気象業務法第14条の2第2項の規定により、洪水予報を行う河川は次のとおりである。

河川名	区域		基準水位 観測所	基準水位				所管 事務所名
				水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	
田川	左岸	宇都宮市岩曾町山田川合流点から下野市上坪山田川放水路への分派点まで	明治橋 （上三川）	1.60m	2.20m	2.90m	3.50m	宇都宮土木
	右岸	宇都宮市山本1丁目山田川合流点から小山市大字田川田川放水路への分派点まで						

第3 洪水予報の種類

洪水予報は、観測地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおりである。

洪水の危険レベル	種類	解説	
		発表基準	町、住民に求める行動等
レベル5	氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・逃げ遅れた住民の救助 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	氾濫危険情報 〔洪水警報〕	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の発令 ・住民は速やかに避難
レベル3	氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備、高齢者等避難開始の発令 ・高齢者等は避難開始
レベル2	氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防団に出動を命令する
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団待機

※解除：氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表される。

第8章 水防警報

第1 水防警報

法第16条による国土交通大臣及び知事の行う水防警報並びに発表基準は概ね次のとおりである。

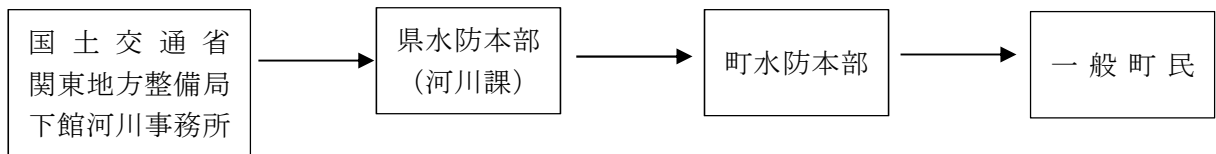
種類	内容	発表基準	
		国管理河川	県管理河川
待機	<p>1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予警報等及び河川状況等により、特に必要と認めるとき。</p>	<p>気象予警報等及び河川状況等により、特に必要と認めるとき。</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。 または、水位、流量等その他河川の状況により、必要と認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位が上昇するとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
指示及び情報	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</p>	<p>洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え災害の起こる恐れがあるとき。</p>	<p>水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>

第2 国土交通大臣の行う水防警報

1 指定河川及びその区間、基準水位観測所（本町関係のもの）

河川名	区域		基準水位 観測所	基準水位				発表者
				水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	
鬼怒川	左岸	塩谷町大字風見1201番16地 先から高根沢町宝積寺まで	佐貫（下）	1.50m	2.30m	3.10m	3.70m	下館河川 事務所長
	右岸	宇都宮市宮山田町字カハタニ 1302番地先から宇都宮市下岡 本町まで						
	左岸	宇都宮市板戸町から真岡市上 江連まで	石井（右）	1.00m	1.50m	2.60m	3.30m	
	右岸	宇都宮市柳田町から小山市大 字中河原まで						
田川放水 水路	左岸	田川分派点から鬼怒川合流点	石井（右）	1.00m	1.50m	2.60m	3.30m	
	右岸	田川分派点から鬼怒川合流点						

2 伝達系統

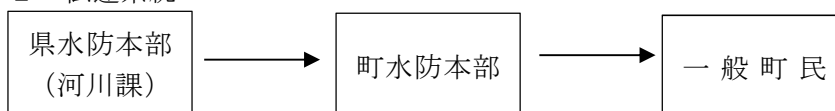


第3 知事の行う水防警報

1 指定河川及びその区間、基準水位観測所（本町関係のもの）

河川名	区域		基準水位 観測所	基準水位				発表者
				水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	
田川	左岸	宇都宮市岩曾町山田川合流 点から下野市上坪山田川放 水路への分派点まで	明治橋 （上三川）	1.60m	2.20m	2.90m	3.50m	栃木県 河川課
	右岸	宇都宮市山本1丁目山田川 合流点から小山市大字田川 田川放水水路への分派点まで						

2 伝達系統



第9章 水防機関の活動

第1 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者（町長）は直ちに宇都宮土木事務所を經由し、県水防本部に報告するものとする。

- (1) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- (2) 水防団（消防団）が出動したとき
- (3) 水防作業を開始したとき
- (4) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

第2 非常配備

水防管理者（町長）が職員及び水防団（消防団）員を非常配備につかせるための指令を発する基準は、次によるものとする。

- (1) 水防管理者（町長）が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報指定河川等にあつては、知事からの警報を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があつた場合

第3 水防団（消防団）の非常配備

町は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団（消防団）を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。又は水防本部長が必要と認めたとき。	水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	水防団（消防団）の役員（班長以上）は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水門、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。	水防団（消防団）の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解除	水防本部長（知事）又は水防管理者（町長）より解除の指令をしたとき。	

第4 水防作業

1 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者（町長）又は水防団（消防団）長（以下「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防の管理者（以下「河川等の管理者」という）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記による連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うこと等を求めることができるものとする。この際、水防団（消防団）等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、管轄する土木事務所長及び河川等の管理者に連絡し、連絡を受けた土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第10章に定める決壊時の処置により、通報及びその後の処置を講じなければならない。

- ① 堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

2 水防作業

(1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

(2) 水防作業にあたる水防団（消防団）員は、自身の安全性を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団（消防団）員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

(3) 水防管理者（町長）は平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時にできるよう努めなければならない。

3 水防作業上の注意事項

(1) 洪水等の水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮しなければならない。

(2) 水防団（消防団）員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくして、一旦出動した場合は命令がなくて、部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

(3) 作業中は始終敢闘精神をもって、上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。

(4) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団（消防団）員を疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。

(5) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位

が最大のとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いため洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。
(水位が最大洪水位の4分の3に減少したときが最も危険。)

5 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団（消防団）長、水防団（消防団）員並びに水防管理者（町長）から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

6 警戒区域の指定

(1) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団（消防団）長又は水防団（消防団）員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

(2) 水防団（消防団）長又は水防団（消防団）員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団（消防団）長又は水防団（消防団）員の職権を行うことができるものとする。

7 避難のための立退き

(1) 法第29条の規定により水防管理者（町長）又はその命を受けた職員は、必要があるときは、ラジオ、水防信号、又は広報網その他に方法によって、区域の居住者に対し、避難のための立退き又はその準備を指示することができる。

(2) 水防管理者（町長）が居住者に対して行う避難のための計画は次のとおりである。
なお、避難誘導にあたって指導者は、町職員・警察官及び自主防災組織などと相互に綿密な連携をとり実施する。

河川	避難対象区域	避難場所	経路	指揮者
鬼怒川	東汗 東蓼沼	本郷北小学校 農村環境改善センター ※鬼怒川左岸については、状況により真岡市の避難所	指揮者の指示による	第1分団第2部部長 第1分団第1部班長 第1分団第3部班長
	上郷 上三川 三本木	農村環境改善センター 上三川小学校 坂上小学校		第1分団第4部班長 第2分団第2部班長 〃
田川	石田 川中子 上神主・下神主 梁 下蒲生 五分一	北小学校 明治小学校、北小学校 明治小学校 明治南小学校 上三川小学校 坂上小学校		第3分団第3部班長 第3分団第4部班長 第3分団第2部部長 第3分団第1部部長 第2分団第4部部長 第2分団第3部班長

(3) 水防管理者（町長）は立退きを指示したときは、警察署長にその旨を通知しなければならない。

8 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（町長）、水防団（消防団）長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

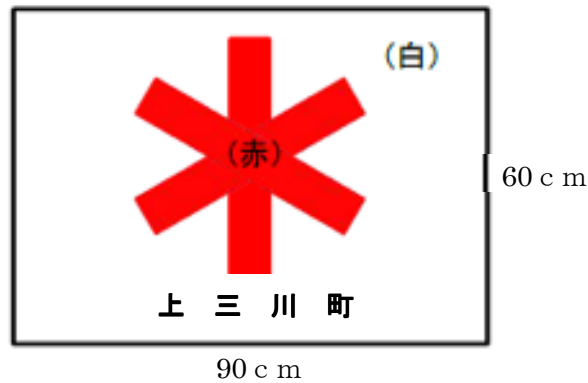
通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

9 水防解除

水防管理者（町長）は、水防警報解除のあったとき、又は、河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに宇都宮土木事務所長にその旨を報告するものとする。


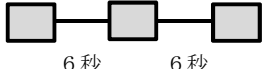

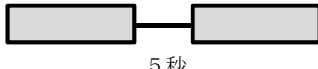
第5 水防標識

法第18条の規定により、水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



第6 水防信号

法第20条第1項の規定により知事の定める水防信号は次のとおりである。

区分		警鐘信号	サイレン
第1信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒  吹鳴 休止
第2信号	水防団体及び消防機関に属するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	5秒 5秒 5秒  6秒 6秒
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒 10秒 10秒  5秒 5秒
第4信号	必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	1分 1分  5秒
備考		1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。 3 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

第7 費用負担

本町の水防に要する費用は、水防法第41条により本町が負担するものとする。

ただし、本町の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつてを申請するものとする。

- 1 水防法第23条の規定による応援のための費用
- 2 水防法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第8 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）又は水防団（消防団）長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者（町長）から委任を受けた者は上記(1)から(5)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（町長）又は水防団（消防団）長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者（町長）から委任を受けた者は、水防管理者（町長）より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者（町長）から委任を受けた民間事業者等にあっては、水防管理者（町長）の定めた水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

第	号	公用負担権限委任証					
				上三川町消防団			
				職名			
				氏名			
上記の者に上三川町区域における水防法第28条第2項の権限を委任したことを証明する。							
年 月 日							
				水防管理者			
				上三川町長	氏 名	印	

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第	号	公用負担命令書					
				住所			
				負担者氏名			
物 件 数 量	負担内容（使用 収用 処分）			期間	適用		
水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用または処分）する。							
年 月 日							
水防管理者		上三川町長		氏名		印	
事務取扱者職氏名						印	

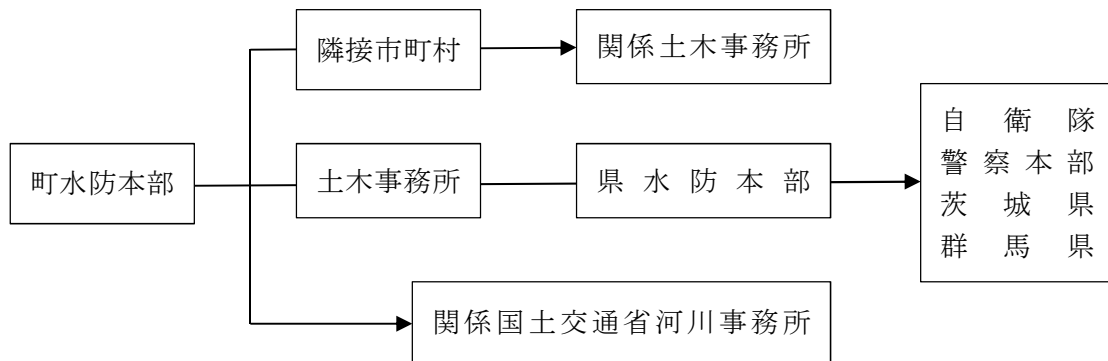
4 公用負担命令書

上記権限行使により損害を受けたものに対しては、当該水防管理団体は時価により、その損害の補償をするものとする。

第10章 決壊時の処置

第1 通報処理

- 1 堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、水防管理者（町長）は法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。
- 2 水防団（消防団）は、決壊後といえども出来得る限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。
- 3 通報系統については、次のとおりとする。



第11章 協力応援

第1 水防管理団体の協力応援

- 1 町内の水防活動は、地元消防団の部を中心として行い、必要があるときは、消防団長は他の分団の応援について指令するものとする。
- 2 隣接市町の水防に関する消防機関の相互援助協力に関して、町長はあらかじめ次の事項を協定しておき、応援等の必要が生じたときときは、隣接市町長又は水防管理者に対して応援を要請するものとする。
 - (1) 応援要請の要領に関すること
 - (2) 応援隊の編成集合に関すること
 - (3) 応援する資材の品目数量及びこれらの輸送の方法に関すること
 - (4) 経費の負担区分に関すること
 - (5) 応援隊の任務分担輸送給食（宿泊）等に関すること
- 3 隣接市町の消防機関の応援については、法第23条第1項の規定により応援を求められたときはもちろん、その他の場合においても前号の協力により相互に応援するほか、水防資材等については努めて供用の便を図るものとする。
- 4 前項の応援にあたっては、応援を求めた方の水防管理者の所轄のもとに努めて隊組織をもって行動するものとする。
- 5 応援又は応援協力のため要した費用の負担については、あらかじめ相互の協定（協議）により定めるものとし、協議が整わない場合は、知事に調停を要請するものとする。

第2 警察の協力応援

水防管理者（町長）は、警察署の応援について水防のため必要があるときは、次の事項により警察署長に対して警察官の応援を要請することができる。

- (1) 要請の目的、編成（員数）
- (2) 要請の日時及び場所
- (3) 任務、指導区分
- (4) 応援者の給食・宿泊
- (5) 経費の負担区分

第3 下水道管理者における協力

下水道管理者上三川町長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

第4 自衛隊の協力応援要請

水防管理者（町長）は、水防上、自衛隊の救援を必要と認めたときは、知事（危機管理課）に対して派遣要請を依頼する。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊に通知するものとする。この場合、速やかに知事（危機管理課）にその旨を通知する。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考事項

第12章 水防報告

第1 報告

水防管理者（町長）は、洪水により被害を生じた場合は、次の方法により宇都宮土木事務所を経由し、知事に報告するものとする。

1 概況報告

差し当り水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて知事に報告するものとする。

なお、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

2 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は、適時電話等をもって報告するとともに、様式第1号により報告を行うものとする。

ただし、死者、重傷者及び集団被害（おおむね50戸以上）若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先しておおむね次の事項の報告を行うものとする。

（1）死者、重症者については、死傷の原因、住所、氏名、年齢、職業、性別、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項

（2）集団被害及び特異な被害状況については、その状況と対策の概要

3 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により知事に確定報告（宇都宮土木事務所経由）を行うものとする。

第2 水防活動実施報告

水防が終結したときは、水防管理者（町長）は様式第2号により知事（宇都宮土木事務所経由）に水防活動実施報告書を提出するものとする。

様式第1号

年 月 日 時から
年 月 日 時まで

被害状況

中間報告
確定

市町村名 上三川町
作成者氏名

(1) 住家、非住家、田畑、耕地、道路の被害

被害種別			被害数量		被害種別			被害数量	
人の被害	罹災者数				農地の被害	田	浸水 (ha)		
	死者						冠水 (ha)		
	行方不明者						流失 (ha)		
	重傷						埋没 (ha)		
	家畜損害見積額						その他 (ha)		
				(ha)					
				損害見積額(円)					
住家の被害	全壊	戸数				畑	浸水 (ha)		
		人員					冠水 (ha)		
	半壊	戸数					流失 (ha)		
		人員					埋没 (ha)		
	一部破損	戸数					その他 (ha)		
		人員					(ha)		
	流失	戸数			損害見積額(円)				
		人員			耕地の被害	田	面積 (ha)		
	浸水	床上	戸数				損害見積額(円)		
			人員			畑	面積 (ha)		
床下	戸数			損害見積額(円)					
	人員			公共施設の被害					
計	戸数				国県道	冠水	箇所数		
	人員						延長 (m)		
	損害見積額 (円)					流失	箇所数		
				延長 (m)					
非住家の被害	全壊	棟数				決壊	箇所数		
	半壊	棟数					延長 (m)		
	一部破損	棟数				埋没	箇所数		
	流失	棟数			延長 (m)				
	浸水	床上			計	損害見積額(円)			
	//	床下				市町村道	冠水	箇所数	
	計	棟数						延長 (m)	
損害見積額 (円)				流失	箇所数				
					延長 (m)				
				決壊	箇所数				
					延長 (m)				
				埋没	箇所数				
					延長 (m)				
				計	損害見積額(円)				

(2) 橋梁、堤防、山林、その他の被害

被害種別		被害数量		
		箇所数		
橋梁の被害	国県道	流失	箇所数	
			延長 (m)	
		落下	箇所数	
			延長 (m)	
		撤去	箇所数	
	延長 (m)			
	その他	箇所数		
		延長 (m)		
	計	損害見積額 (円)		
	市町村道	流失	箇所数	
延長 (m)				
落下		箇所数		
		延長 (m)		
撤去		箇所数		
		延長 (m)		
その他		箇所数		
		延長 (m)		
計		損害見積額 (円)		
堤防の被害		国負担の堤防	流失	箇所数
	延長 (m)			
	決壊		箇所数	
			延長 (m)	
	崩壊		箇所数	
		延長 (m)		
	埋没	箇所数		
		延長 (m)		
	計	損害見積額 (円)		
	市町村負担の堤防	流失	箇所数	
延長 (m)				
決壊		箇所数		
		延長 (m)		
崩壊		箇所数		
	延長 (m)			
埋没	箇所数			
	延長 (m)			
計	損害見積額 (円)			
山林の被害	荒廃林地	面積 (ha)		
		損害見積額 (円)		
	林道	延長 (m)		
		損害見積額 (円)		
	林産物	損害見積額 (円)		
計	損害見積額 (円)			

備考

- (1) 住家、非住家の全壊には埋没による全壊も含み、半壊一部破損の場合もこれに準ずるものとする。
- (2) 住家、非住家の損害額については建物内にある家財道具荷品、機械器具等の一切の動産の被害額。
- (3) 農作物の被害中(その他)の欄には田畑に取りおきたる作物又は風害による損害減収見込数量を記入すること。
- (4) 荒廃林地とは風雨により山の土砂が崩壊し荒廃した山林のことであり林道には搬出路を含む。
- (5) 林産物の損害見積額には木材、薪炭その他林産物の被害を含むものとする。
- (6) 全壊とは補修をしても使用に堪えない程度のもので、半壊とは補修(小修繕を除く)による再使用に堪えうる程度のもので、一部破損とは部分的な小修繕により使用に堪えうる程度をいう。
- (7) 損害見積額の査定は基準による。住家非住家は新築一年以内に及び建築中のものは建築費をもって価格としその他は現物として売買することのできる一般市価を基準とする。
- (8) 耕地の被害の公共施設とは農道、水路、護岸堤防、水梁、井樋、溜池、橋梁をいう。

水防活動実施報告（〇〇〇〇年〇月分）

水防管理団体		水防活動 延人員	水防活動費 (A)	使用(消費)資材費			合計 (A+B)	水防活動を実施 した月日	備考
指定別 非指定別	団体名			主 資	要 材	そ の 他 資 材 品			

- 注 1 主要資材とは、俵、かます、布袋等、たたみ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、くぎ、かすがい、蛇籠、置石及び土砂である。
- 2 水防活動費とは、水防団（消防団）員の出動手当、食糧費等である。
- 3 用紙はA4版横書きとすること。

水防関係連絡先一覧表

機関名	所在地	電話番号
国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所	茨城県筑西市二木成 1 7 5 3	0 2 9 6 - 2 5 - 2 1 6 1
国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所石井出張所	宇都宮市石井町 2 3 4 7	0 2 8 - 6 6 7 - 0 5 7 0
栃木県危機管理防災局 危機管理課	宇都宮市塙田 1 - 1 - 2 0	0 2 8 - 6 2 3 - 2 1 3 6
栃木県県土整備部河川課	〃	0 2 8 - 6 2 3 - 2 4 4 5
宇都宮土木事務所	宇都宮市竹林町 1 0 3 0 - 2	0 2 8 - 6 2 6 - 3 1 2 3
下野警察署	下野市下古山 2 4 5 1 - 4 1	0 2 8 5 - 5 2 - 0 1 1 0
上三川交番	上三川町大字上蒲生 1 3 1 - 5	0 2 8 5 - 5 6 - 2 0 0 4
多功駐在所	上三川町大字多功 1 5 1 6 - 1	0 2 8 5 - 5 3 - 1 2 9 7
西汗駐在所	上三川町大字西汗 9 7 0 - 8	0 2 8 5 - 5 6 - 4 5 8 5
陸上自衛隊 東部方面特科連隊第 2 大隊	宇都宮市茂原 1 - 5 - 4 5	0 2 8 - 6 5 3 - 1 5 5 1
東京管区气象台 (宇都宮地方气象台)	宇都宮市明保野町 1 - 4	0 2 8 - 6 3 5 - 7 2 6 0
東京電力パワーグリッド(株) 栃木総支社	宇都宮市馬場通り 1 - 1 - 1 1	0 2 8 - 3 0 5 - 8 0 2 5
東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社	小山市駅東通り 2 - 2 3 - 2 5	0 2 8 5 - 3 5 - 3 2 0 9
東日本電信電話(株) 栃木支店	宇都宮市出工業団地 4 8 - 2	0 2 8 - 6 6 2 - 4 2 5 6
石橋地区消防組合消防本部	下野市下石橋 2 4 6 - 1	0 2 8 5 - 5 3 - 0 5 0 9
石橋地区消防組合 上三川消防署	上三川町大字上三川 4 2 3 0 - 1	0 2 8 5 - 5 6 - 2 5 6 4
上三川町総務課	河内郡上三川町しらさぎ 1 - 1	0 2 8 5 - 5 6 - 9 1 1 5

重要水防箇所図

1 国管理河川（鬼怒川）



2 県管理河川（田川）

